

## 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、門真市が発注する建設工事等の適正な履行を確保するため、入札参加資格者の入札参加停止等の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量、設計、監理、地質調査、建設コンサルタント、業務委託、物品購入等に関する業務をいう。
- (2) 入札参加資格者 門真市が発注する建設工事等の入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 有資格業者 入札参加資格者が個人の場合はその代表者本人、法人の場合は代表取締役その他の役員等をいう。
- (4) 使用人 入札参加資格者の社員のうち、前号を除く全ての社員をいう。
- (5) 措置要件 別表に定める措置要件をいう。
- (6) 入札参加停止等 入札参加停止のほか、この要綱に定める警告又は注意の喚起をいう。
- (7) 審査会 門真市建設工事請負業者審査委員会をいう。
- (8) 入札参加停止業者 入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者をいう。
- (9) 独占禁止法 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
- (10) 警告等 この要綱に規定する警告又は注意の喚起をいう。
- (11) 公共工事等 門真市が発注する建設工事等をいう。
- (12) 適正化法 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）をいう。
- (13) 下請負人等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 下請負人（公共工事等の契約に係る全ての請負人又は受託者（契約の相手方

を除く。)をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)

イ 契約の相手方又は下請負人と公共工事等の契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(アに該当する者を除く。)

(入札参加停止の措置)

**第3条** 市長は、入札参加資格者、有資格業者又は使用人が別表に規定する措置要件に該当するときは、情状に応じて別表に定めるところにより期間を定め、審査会の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、同表1の項から14の項までに該当する入札参加停止を行うときは、審査会の議を省略することができる。

2 門真市又は門真市以外の公共機関が有資格業者又は使用人を措置要件に該当する行為があるものとして捜査機関に告発(公正取引委員会が行う独占禁止法違反の告発を除く。)したときは、市長は、捜査機関が当該告発に基づいて有資格業者又は使用人を逮捕、書類送検若しくは起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、審査会の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うことができる。ただし、当該入札参加停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間(期間に短期及び長期のあるものについては短期)の2分の1の期間を超えないものとする。

(下請負人等に関する入札参加停止)

**第4条** 市長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき入札参加資格者である下請負人等があることが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

(指名の停止等)

**第5条** 市長は、公共工事等の契約のため、指名を行うに際し、前2条の規定により入札参加停止業者を指名しないものとする。

2 市長は、前2条の規定により入札参加停止業者を指名しているときは、指名を取り消すものとする。この場合においては、市長は、指名取消通知書(様式第1号)により、当該業者に通知するものとする。

(入札参加停止期間の特例)

**第6条** 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件に定める期間の合計をもって入札参加停止の期間とする。ただし、その期間の合計は、3年を超えないものとする。

- 2 入札参加停止業者が新たに措置要件のいずれかに該当するときの当該入札参加停止期間は、当該措置要件に定める期間に既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は、3年（同一の事案の場合は、その当初の措置から3年）を超えないものとする。
- 3 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別表1の項から6の項まで及び9の項から15の項までに基づき定める期間にあっては1.25倍、別表7の項及び8の項に基づき定める期間にあっては1.5倍の期間とする。この場合において1箇月未満の端数があるときは、1箇月に切り上げるものとする。
  - (1) 措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後1年を経過するまでの間に、新たに、措置要件に該当することとなったとき、若しくは第12条に規定する警告等を受けた日から1年を経過するまでの間に、警告等の原因となった措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき（同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。）。
  - (2) 別表7の項から9の項までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たに同表7の項から9の項までの措置要件に該当することとなったとき（同一の事案により措置要件に該当する場合及び前号に掲げる場合を除く。）。
- 4 市長は、入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1（期間に短期及び長期のないものについては当該期間の2分の1）まで短縮することができる。
- 5 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第3項に規定する期間を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては当該期間の2倍）まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

- 6 市長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、審査会の議を経て、別表各号及び前各項に定める期間（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1又は2倍の期間）の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 7 第3条第2項による入札参加停止業者について、同項の規定により告発した事案を原因とする逮捕、書類送検又は起訴により新たに入札参加停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。
- 8 入札参加停止中又は入札参加停止の期間経過後の事情の変化により、入札参加資格者に対し、同一要件により入札参加停止措置を追加するときは、その期間の合計は、別表に定める期間を超えないものとする。
- 9 市長は、別表8の項に該当する入札参加資格者について、次の各号のいずれかに該当するときは、同表8の項に定める期間（同表8の項ただし書の規定が適用されるときは当該期間）の2分の1の期間に短縮することができる。この場合において、1箇月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。課徴金減免制度が適用された事実が入札参加停止の期間の2分の1を経過後に明らかになったときの入札参加停止の期間は、当該事実が確認できた日までとする。
- (1) 入札参加資格者の申出により、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。
- (2) 入札参加資格者の申出により、独占禁止法第7条の5第3項の規定による課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。
- (3) 平成18年1月4日施行された独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に対し、審判を請求しないことを誓約したとき。ただし、同法に違反する行為が平成18年1月3日以前に行われていた場合に限る。
- 10 市長は、入札参加停止業者の申出により犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴（別表8の項に関する不起訴は除く。以下「起訴猶予等」という。）の事実が確認できたときは、当初の入札参加停止の期間を2分の1の期間に短縮することができる。この場合において、1箇月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、当初に1箇月の入札参加停止が措置された場合については、起訴猶予等により不起訴が確定したと認める日までとする。また起訴猶予等となった事実が入札

参加停止の期間の2分の1を経過後に明らかとなったときは、当該事実が確認できた日までとする。

(入札参加停止の解除)

**第7条** 市長は、入札参加停止業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、審査会の議を経て、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

(入札参加停止の継承)

**第8条** 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引き継ぐものとする。

(入札参加停止の通知)

**第9条** 市長は、第3条又は第4条の規定により入札参加停止を行い、第6条第6項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は第7条の規定により入札参加停止を解除したときは、入札参加資格者に対し、遅滞なく入札参加停止通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(契約の相手方の制限)

**第10条** 市長は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、発注する公共工事等が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- (1) 災害発生に伴い、緊急又は応急の対応を要するもの
- (2) 特殊技術を要するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(下請等の禁止)

**第11条** 市長は、入札参加停止業者が公共工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(警告等)

**第12条** 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審査会の議を経て、当該入札参加資格者に対し、警告等を行うことができる。

(情報の公表)

**第13条** 市長は、入札参加停止に関する情報を市ホームページ等により公表するものとする。

(審査会の運営)

**第14条** 審査会の運営については、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年12月 6 日から施行する。  
(門真市建設工事等指名停止に関する要綱の廃止)
- 2 門真市建設工事等指名停止に関する要綱（平成10年10月 1 日施行）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に入札参加停止中の者の当該入札参加停止に関しては、なお従前の例による。

**附 則**

平成20年 5 月 1 日施行

**附 則**

この要綱は、平成24年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要件	入札参加停止期間
(虚偽記載) 1 公共工事等の契約に関して、次の各号のいずれかの書類に虚偽の記載をし、公共工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (3) 建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳その他の入札後の書類	当該認定をした日から6箇月
(入札) 2 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、公共工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。 (2) 入札心得に違反し、公共工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき（落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。）。	当該認定をした日から (1) 1年 (2) 3箇月 (3) 1年
(契約不履行等) 3 入札参加資格者が、公共工事等の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされたとき。 (2) 入札参加資格者の責めにより契約の解除がなされたとき。 (3) 契約の不履行により、保証人に履行請求がなされたとき。	当該認定をした日から (1) 6箇月 (2) 2年 (3) 2年

	(4) 公共工事等の工事履行成績が不良と判定されたとき (門真市請負工事成績評定要領 (平成16年4月1日施行) 第8条に規定する請負工事成績評定書の評定結果の評点合計が60点未満のとき。)。	(4) 6箇月
	(5) 過失により公共工事等を粗雑にしたと認められるとき。	(5) 6箇月
	(6) 公共工事等に係る施工管理等が不良で、再三指示書による指摘をしても改善されないとき。	(6) 3箇月
	(7) (1)から(6)までのほか、公共工事等の施工に当たり、契約書又は仕様書の記載事項に違反し、公共工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(7) 6箇月
	(他の業者の妨害)	当該認定をした日から2年
4	有資格業者又は使用人が、公共工事等の契約に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	
	(監督、検査、点検等の妨害)	当該認定をした日から2年
5	有資格業者又は使用人が、公共工事等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定する監督若しくは検査の実施、若しくは適正化法第15条に規定する点検の実施(施工体制台帳が提出されない場合を含む。)又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。	
	(建設工事の安全管理)	当該認定をした日から
6	入札参加資格者が公共工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、次の各号のいずれかに該当することになったとき。 (1) 公共工事等の施工に当たり、市民に次に掲げる被害又は損害を与えたとき。 ア 負傷者の発生又は建物等の損傷 イ 死亡者の発生 (2) 公共工事等の施工に当たり、工事関係者に次に掲げる被害を与	(1)ア 6箇月 イ 1年

えたとき。 ア 負傷者の発生 イ 死亡者の発生 (3) 公共工事等以外の建設工事等の施工に当たり多数の死傷者を出す等、社会的及び経済的に著しく大きな損失を与えたとき。	(2)ア 3箇月 イ 6箇月 (3) 6箇月
(談合等) 7 有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する建設工事等に関し、偽計入札（刑法（明治40年法律第4号）第96条の6第1項）又は談合（同条第2項）の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 公共工事等 (2) 門真市以外の公共機関が発注する建設工事等 ア 大阪府内 イ 大阪府外	当該認定をした日から (1) 2年 (2)ア 1年 イ 6箇月
(独占禁止法違反行為) 8 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する建設工事等に関し、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき又は告発、逮捕若しくは書類送検されたとき。ただし、独占禁止法に違反する全ての行為が平成18年1月3日以前に行われていた場合は、2分の1の期間とする。 (1) 公共工事等 (2) 門真市以外の公共機関が発注する建設工事等 ア 大阪府内 イ 大阪府外	当該認定をした日から (1) 2年 (2)ア 1年 イ 6箇月
(贈賄行為) 9 有資格業者又は使用人が次の各号のいずれかの者に対して行った贈賄（刑法第198条に規定する贈賄をいう。）の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から

(1) 門真市職員	(1) 2年
(2) 門真市職員以外の公共機関の職員	
ア　大阪府内の公共機関の職員	(2)ア　1年
イ　大阪府外の公共機関の職員	イ　6箇月
(暴力行為等)	当該認定をした日
10 有資格業者又は使用人が、その業務に関し、次の各号のいずれかに該当する行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	から
(1) 門真市職員に対する暴力行為等	(1) 2年
(2) 門真市職員以外に対する暴力行為等	
ア　大阪府内で行われたもの	(2)ア　1年
イ　大阪府外で行われたもの	イ　6箇月
(建設業法等違反)	当該認定をした日
11 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当したとき。	から
(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴されたとき ((2)の場合を除く。)。	(1) 1年
(2) 建設業法に違反し、書類送検又は略式起訴されたとき。	(2) 6箇月
(3) 経営規模等評価申請書若しくは総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合	
ア　建設業法第28条第1項に基づく指示処分	(3)ア　6箇月
イ　建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分	イ　1年
(4) 建設業法に違反し、次のア若しくはイの処分を受けた場合 ((3)の場合を除く。) 又は適正化法第15条に違反し、アの処分を受けた場合	
ア　建設業法第28条第1項に基づく指示処分	(4)ア　3箇月
イ　建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分	イ　6箇月
(5) 建設業法第29条に基づき、次のア又はイの許可取消処分を受けた場合	

ア 同条第1項第1号又は第4号に基づく取消処分 イ 同条第1項第2号、第7号又は第8号に基づく取消処分 (法令等違反)	(5)ア 6箇月 イ 1年
12 11の項に掲げる場合のほか、入札参加資格者又は有資格業者が、 次の各号のいずれかに該当したとき。 (1) 建築基準法、都市計画法、その他環境保全及び労働に関する各 種法令等に違反し、監督官庁から処分を受け及び法令に基づき商 号等を公表されたとき。 (2) 各種法令に違反し、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により、 逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (3) 門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第8条第 2項の規定による誓約書を提出しなかった場合 (4) 契約の締結及び履行に当たり、大阪府建設工事元請・下請関係 適正化指導要綱の規定に違反し、大阪府から処分を受けたとき。 (5) 本市の条例及び規則に違反し、処分されたとき。	(1) 1箇月 (2) 3箇月 (3) 3箇月 (4) 2箇月 (5) 3箇月
(経営不振)	当該認定をした日
13 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受ける等、経営不振の 状態にあり、公共工事等の契約の相手方として不適当であると認め られるとき。	から経営が改善さ れたと認められる まで

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>14 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当し、公共工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 下請負人等との契約締結時において、本市の入札参加停止業者を下請負人等として使用したとき。</p> <p>(2) 下請負人等との契約締結時において、別表7の項から12の項までに規定する法令等違反のいずれかに該当する業者（門真市の入札参加資格者以外の業者をいう。）を下請負人等として使用したとき。</p> <p>(3) 公共工事等の施工管理に係る調査、事情聴取、指示等に応じなかつたとき。</p> <p>(4) 契約締結時に施工体制台帳、施工体系図及び下請通知書の提出を行わないとき（記載内容に変更が生じた場合も含む。）。</p> <p>(5) 第12条に定める警告等を受けた場合において、2年以内に同様の行為を再び行ったとき。</p> <p>(6) 門真市公共工事等不当介入対応マニュアルに規定する不当介入を受け入れた場合又は不当介入報告義務を怠ったとき。</p> <p>(7) 本市の区域内に有する営業所が営業所として不適格と認められたとき又は営業所として不適切と認められた場合において通知書による改善の指示をしても改善されないとき。</p>	<p>(1) 3箇月</p> <p>(2) 3箇月</p> <p>(3) 3箇月</p> <p>(4) 3箇月</p> <p>(5) 3箇月</p> <p>(6) 2箇月</p> <p>(7) 3箇月</p>
<p>(その他の不適当な事由)</p> <p>15 1の項から14の項までに掲げる場合のほか、入札参加資格者として、不適当な事由があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年以内で審査会の議により決定する期間</p>

様式第1号（第5条関係）

（氏名）様

門真市長（氏名）印

指名取消通知書

このたび、貴社について指名を行った下記の入札案件について、貴社が入札参加停止となつたため、指名を取り消すこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

入札件名

入札日

様式第2号（第9条関係）

（氏名）様

門真市長（氏名）印

入札参加停止通知書

このたび、貴社について下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

入札参加停止の期間

入札参加停止の理由